

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成20年10月24日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

10月24日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第50号所管分の審査	2
質疑（川口純子委員）	
採決	6
閉会の宣告	6

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年10月24日(金) 午前10時 開会
午前10時23分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 嶋野浩一郎	委員 森西 正
委員 川口純子	委員 川端福江	委員 森内一蔵

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育総務部長 羽原 修	同部理事 平岡利彦	同部次長兼総務課長 馬場 博
総務課参事 岩見賢一郎		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局書記 杉本 徹
-----------	-----------

1. 審査案件

議案第50号 平成20年度摂津市一般会計補正予算所管分

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けることにします。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、連日、本会議等と何かとお忙しい中、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の委員会は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦、退席をいたしますが、どうぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第50号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

川口委員。

○川口純子委員 これ、平成22年までの工事を施工するというので、二次診断の診断料が出ているわけですがけれども、この間、ずっと一般質問でも代表質問でもお聞きしてきました。その中で、答弁ありましたけれども、1校全体1年で、1年で1校全体、体育館も含めてやっていくと、そういう計画を年次的に示してもらっておりますけれども、再度確認を

しておきたいと思います。

どの学校で何棟、体育館も含めてということであるのかですね。それから、これまで示しておられました年次計画で、そういう中で二次診断で結果が出たときに、その計画はどのようなふうにしていくとされるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

それと、昭和56年以前の建物、学校施設で、この診断を必要、必要ではないというか、そういうことになっているかとも思いますが、保護者の皆さんから、大丈夫なのかと、そういう不安もあるわけです。お声聞いておまして、そういう点については、保護者の皆さんが大丈夫だよと、安心できるような、そういうことについてはどう対応されていくのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 川口委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、先ほど委員の方からございましたように、教育委員会といたしましては、当初年次計画を立てまして、1か年で1校の建物すべてを耐震化工事するよう、計画をしておりました。1年目は二次診断、2年目に実施設計、そして3年目に耐震化の工事を実施するようおりました。

しかしながら、本年、ご承知のように、6月、地震防災対策特別措置法が一部改正されまして、大規模な地震により倒壊または崩壊の危険性が高いとされる学校につきましては、早急に耐震化を図るため、所要の措置を講じるということになりました。

内容といたしまして、まず第一に、地震防災緊急5か年計画で、小・中学校を

地震防災上、改築または補強を要するものについて定められるようになっておりましたが、今回の改正によりまして、公立の幼稚園につきましても、地震防災上、補強等を要するものにつきましては、新たに5か年計画に位置づけるということに改正されました。

第二に、国の補助の特例の措置でございます。

学校施設の耐震化は喫緊の課題でございますが、全国的に設置者であります市町村の財政負担等の問題から、耐震化がおこなわれているのが現状でございます。

このようなことから、公立の幼稚園を含めて、小・中学校校舎並びに体育館について、地震による倒壊の危険性が高いものの補強工事について、平成18年度から平成22年度までの5か年計画に位置づけているものにつきましては、補助率が2分の1から3分の2にかさ上げ、引き上げられることになりました。

次、第三に、この耐震診断の実施及びその結果を公表するというところでございます。これは、市の設置いたします幼稚園、小・中学校の校舎並びに体育館についてでございます。耐震診断を実施することを義務づけるとともに、診断をした建物ごとに、その結果の公表を義務づけるという改正になっております。

この今回の診断につきましては、この法改正によりまして、幼稚園を含めた小・中学校未診断の建物と、これまでに実施いたしました簡易的な一次診断におきまして、地震による倒壊の危険性が高い建物を保有する学校等について、前倒しを行って、より精度の高い二次診断を実施して、補助率のかさ上げの対象となる建物を特定させていただくものでございます。

この二次診断の結果、大規模な地震に

より危険度の高い建物につきましては、直ちに実施設計を行い、より財政負担が有利な交付金制度のかさ上げの対象となるため、22年度中に耐震化工事を実施してまいりたいと考えております。従いまして、当初計画しておりました1年で1校すべてを耐震化するというのを、若干、この法律改正の趣旨にのっとりまして、危険度の高い建物のものを特定し、前倒しして、危険度の高い建物から耐震化工事を進めてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 耐震化工事の今後の計画ですけれども、先ほど言いましたように、国の特別措置法が、平成22年までに工事を完了するということの法律改正されましたので、22年度までに今回の耐震の二次診断の結果を見まして、必要な工事をしていきたいという計画を今、持っております。

それと、56年以前の建物が今回対象になってます。なぜ57年以降の建物かと言いますと、要するに建築基準法が改正されまして、今のこの耐震の工事の前提は、57年度以降の建物については耐震性があるという形になっておりますので、私どもも法律の趣旨にのっとり、法律決まっておりますので、57年度以降に建てられた建物につきましては、建築基準法の法律どおり、今の耐震性能があるという前提に立っておりますので、それにつきましては、保護者にそういった形の広報をして、安心を持っていただきたいと、そういうふうを考えております。

○柴田繁勝委員長 追加の答弁ですね。岩見参事。

○岩見総務課参事 何棟、あと、各学校残っているかというご質問が抜けておりましたので、ご答弁させていただきます。

耐震工事を必要とする学校でございますが、小学校が6校、中学校で4校、あと今回法改正になりました幼稚園を含めまして3園ということでございます。

内訳といたしましては、見た目の建物の棟ですと1棟に見える建物もございませけれども、これは途中で増築等しておりますので、見た目は1棟に見えますけれども、2棟というふうな、エキスパンションで切ってる部分がございますので、2棟という部分もありますので、それを仕分けをしております。ですので、数が多く感じられるかと思っておりますけれども、一応、施設台帳上、残っております棟といたしまして、鳥飼小学校が校舎2棟、体育館1棟、千里丘小学校、校舎3棟、体育館1棟、味生小学校、校舎2棟、体育館1棟、摂津小学校、校舎が2棟、別府小学校、校舎1棟、体育館1棟、鳥飼西小学校、校舎1棟、体育館1棟、小学校の合計といたしまして、校舎11棟、体育館が5棟でございます。

中学校につきまして、第一中学校、校舎2棟、体育館1棟、第二中学校、校舎5棟、体育館1棟、第三中学校、校舎2棟、体育館1棟、第四中学校、校舎3棟、体育館1棟、中学校の合計といたしまして、校舎が12棟、体育館が4棟でございます。

なお、幼稚園につきましては、せつつ幼稚園が2棟、べふ幼稚園が1棟、とりかい幼稚園、1棟、合計4棟でございます。

○柴田繁勝委員長 川口委員。

○川口純子委員 そうしますと、小・中・幼稚園合わせて27棟、体育館が9ですね。そういうことになるんですね。それで、約5,200万円ですかね、これね。そういうことなんですよ。

今、口頭でおっしゃっていただいたん

ですが、できましたら資料で、表にさせていただきたいと、委員長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 それでは、岩見参事。
○岩見総務課参事 ただいまお答えいたしました棟数につきましては、耐震工事が残っている棟数でございます。今回、補正、債務負担行為をお願いいたしておりますのは、二次診断を実施する金額でございますので、これは工事費等は入ってございません。二次診断の内訳といたしましては、小学校が5校、鳥飼小学校、千里丘小学校、味生小学校、別府小学校、鳥飼西小学校。校舎といたしましては合計で8棟。体育館では5棟。中学校では3校で、体育館のみの3棟でございます。それと幼稚園3園で、園舎4棟を今回の債務負担行為、お願ひする分でございます。

○柴田繁勝委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 最初ですね、参事が答えましたのは、要するに耐震の工事が終わってない、すべて申し上げました。今回の補正予算は、そのうち二次診断が必要な部分、すなわち一次診断でI s値ですね、今回基準となるI s値が0.3未満の建物か、もしくは一次診断が構造上でできてなかったもの、ございます。その部分を今回この債務負担行為で、二次診断をさせていただこうと思っておりますので、今回の補正にかかる二次診断をする棟数は、今申し上げた学校数なり棟数になりますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田繁勝委員長 川口委員。

○川口純子委員 どちらにしましても、ちょっと表にして資料としていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

今回の二次診断については、20棟と

いうふうにお聞きしてたもので、事前に
ですね。棟数はいいですけども、5、
200万円と、そういうことで、最初
におっしゃったのと何か違うなというふう
に思いまして、確認をしたというところ
です。

耐震性があるということで、昭和57
年以降の建築基準法に合致してると、そ
ういうことなんですけど、大丈夫、大丈夫
と言われても、もう少し具体的に、例え
ば大規模改修と耐震補強と言いますか、
そういうことの関連性とかですね、安心
できるような資料として出して、広報し
ていただきたいなど。どういう方法があ
るのかは、またそちらで考えていただい
たらいいと思うんですけども。

教育委員会の議事録を見てますと、こ
の説明の中で震度7で倒壊するおそれの
あると、震度7でいいんでしょうか。そ
ういうことで言いますと、昭和57年以
降の建物が、そしたらそれで大丈夫なの
かということが太鼓判を押せるのかとい
う、やっぱり不安がありまして、いろい
ろな構造の計算とか、いろいろ構造的な
のがあると思うんですけども、そうい
うので照らして大丈夫ということが言え
るように、安心していただけるようにし
ていただきたいと思えます。

それから、前倒しで3分の2の国の補
助があるからということなんですけど、一
次診断である程度は出てきてますが、そ
の一次診断よりも第二次診断を行って、
I s 値が0.3が出てきたときに、第一
次診断よりも異なると、異なるというか、
優先順位がね。そういうのがあるとい
うことは、予測できるんでしょうか。財源
措置は、十分それはもうやっぱりやって
いくという、そういう構えでいらっしや
るんでしょうか。

○柴田繁勝委員長 馬場次長

○馬場教育総務部次長 前段のは要望、
広報を十分してほしいという要望でよろ
しいんですね。

今回、国の方が二次診断をもって学校
の耐震性能について公表の義務づけを決
めておりますので、私どもも、当然今回、
この債務負担行為をご可決いただければ、
直ちに二次診断にかかりまして、来年の
年度途中になりますけど、そこまで工期か
かりますので、その二次診断が確定すれ
ば、国が決めておりますように、すべて
の学校について、耐震性能について公表
していきたいと考えておりますので、そ
の時期にしかるべき公表方法を考えてい
きたいと考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

それと、一次診断と二次診断の数値が
異なるケースがあるのか、ないのかとい
うことですが、今まで何棟かいたしてお
りますが、やはり一次診断と言いますの
は、大阪府の提供されたパソコン上の簡
易ソフトを利用してやっております。ま
た、具体的には図面等からその数値を拾
いますので、二次診断になれば、実際に
建物のコンクリートのコアを抜いて診断
するとか、そういった具体に入りますの
で、基本的には一次診断よりも二次診断
の方がより厳密な数値になると聞いてお
りますので、そういう意味では数値は異
なるケースが出てくると思えます。ただ、
今までの経験上は、二次診断した方が、
一次診断よりも数値はいい方になるとい
うふう聞いておりますので、今回もそ
ういう結果が出てくると思えますので、
今回、一次診断と二次診断の結果を待っ
て公表していきたいと、そういうふう
に考えています。

○柴田繁勝委員長 川口委員。

○川口純子委員 子どもたちが大半を過
ぎす学校施設、また避難場所でもありま

すので、ずっとこの間も耐震補強を前倒しでやるべきだと、そういうふうに主張してきましたけれども、しっかりと予算をやっぱり立てていただきたいと。安全・安心ということでは、子どもたちが安心して過ごせるということが第一ですので、その点は予算しっかりと、やっぱり充実していただきたいと要望しておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 川口委員の質問終わりました。教育委員会、先ほどの資料請求、お願いしときます。

ほかに質問、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時23分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 嶋野浩一郎